

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702 号 Tel: 06-6946-9505

① 認知しない父親

婚姻外で生まれた子どもを、父親が「認知しない」と言ったら・・・？
家庭裁判所に「認知の訴え」を起し、認知を求めることができます。父親の意思に反していても認められるので、これを「強制認知」と言います。

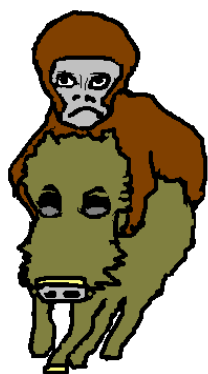
「訴え」と言ってもいきなり裁判が始まるわけではなく、裁判の前に認知調停の申立てをしなければなりません。これを「調停前置主義」と言います。

認知調停で当事者間に合意が成立し、家庭裁判所の調査を経て「合意に相当する審判」がなされると、利害関係人から 2 週間以内に異議申立てがない限り認知の審判は確定します。審判の確定は確定判決と同じ効力を持っています。

認知調停とその申立て方については、家庭裁判所の「家事手続案内」で説明を受けることができます。調停の費用は申立て手数料 1200 円、連絡用の切手代 四百円～数千円程度です。切手代は手続案内を受ける時に確かめてください。

認知を請求する権利は放棄できません。例えば、子どもの扶養料として一定の金額を受け取った母親が父親に対して「今後認知を請求しない」と約束をしたとしても、「認知の請求権は子どもの固有の権利で母親の約束は無効である」と解釈されています。

① 認知を求めるのは誰？



認知の訴えは誰がするのでしょうか？

もちろん当事者である子どもですが、多くは法定代理人である母親が訴えを提起することになります。これは子どもの法定代理人としての資格で訴えるものであり母親固有の資格ではありません。

「子どもが意思表示できるときにも母親は子どもを代理することができる」という最高裁判所の判例がありますが、子どもの意思に反する認知の訴えを「親権の濫用」として却下した地方裁判所の判例もあります。

意思表示のできる子どもが認知に反対の意思を表明するときや、認知が子どもの利益に反することが明白なときは、母親からの認知請求を許すべきでないのは当然でしょう。では、子どもはいくつになればはっきりと自分の気持ちを意思表示できるのでしょうか？一般的には15、16歳と言われていますが、もっと小さな子どもの場合でもその意思がはっきりしているときは尊重すべきです。

① 認知はどのようなときに認められるのか

第一は「認知を求めている子どもを身ごもる時期に、母親と父親（とみなされる相手）との間に性的交渉があったこと」です。かつては「同じ時期、他の男性との性的交渉がなかったことを母親に証明させる」という条件があり、それが父親に認知を免れさせる一因になっていました。その証明の難しさは明らかで、現在は父親が認知を認めない場合「同時期他の男性との性的交渉があったことを父親に証明させる」に変わっています。次に「血液型や人類学的特長が父子関係を否定する内容ではないこと」、さらに「出産・育児に要する費用を負担した、どんな名前にするのか気にした、いろいろなものを買ってあげた」など子どもが生まれる前後の父親の子どもに対する接し方も問題となります。

現在は「ほぼ100%に近く父子関係を明らかにできる」としてDNA鑑定が採用されていますが、裁判所はDNA鑑定を強制することはできません。

① 亡くなったらどうなる

認知の訴えは父親が生きている限り子どもの出生後何年たってもできます。父親が亡くなった後3年経過するまでは検察官を相手に訴えることができます。

30号でお伝えした通り、子どもが生まれる前の認知（胎児認知）も可能です。



認知した父親が亡くなった時に財産があれば子どもは相続分に応じて相続しますが、父親に借金があった場合借金も相続します。借金返済を免れるには相続放棄をしなければなりません。相続放棄の手続期限は相続の開始があったことを「知った時」から3ヶ月です。

母親が亡くなった時に母親と認知をした父親とが婚姻関係になれば父親に相続権はありません。母親の財産は子どもが相続します。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com